**相談票添付書類一覧表（法第３４条第１号）**

○お預かりした書類は返却できませんので、コピーを添付してください。

○相談内容により、**回答には2週間から3週間程度（書類がすべてそろってから）**要する場合があります。なお、相談内容によっては、さらに相当の期間を要する場合があります。

○**ご相談票の回答は、“電話回答”または“窓口”にて口頭で回答**します。

一つの相談に対して、回答番号をお伝えいたしますので、必ず控えてください。

（例　Ｒ○－１００）

○ご相談内容に応じ、下記に記載されている書類を、相談票と併せて添付してください。

○提出は、窓口又は郵送にて受付ています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 添付書類 | チェック欄 |
| １ | 案内図 | □ |
| ２ | 公図※注１ | □ |
| ３ | 土地登記簿謄本※注１ | □ |
| ４ | 土地閉鎖登記簿謄本※注１ | □ |
| ５ | 建物登記簿謄本※注１ | □ |
| ６ | 建物閉鎖登記簿謄本※注１ | □ |
| ７ | 現況図 | □ |
| ８ | 土地利用計画図・建築計画図 | □ |
| ９ | 現況写真 | □ |
| １０ | 都市計画図（おらナビ可）・道路台帳 | □ |
| １１ | 事業計画書※注2 | □ |
| １２ | 法人登記簿謄本※注１・会社パンフレット | □ |
| １３ | 資格証※注3 | □ |
| １４ | 都市計画法に基づく許可書 | □ |
| １５ | 建築計画確認書※注4 | □ |
| １６ | その他※注5 | □ |

※注１　さいたま地方法務局等で発行（インターネット可）

注２　資金に関するものではありません。当該地においてどういった目的で事業を

行うのか、対象範囲はどこを考えているのか等

注３　事業を行う上で必要となる資格証

　　　 　例）食品衛生責任者・自動車整備士・医師法に基づく登録証

注４　建築課で発行

注５　ご相談に応じ必要と思われる書類（※提出を求める場合あり）